

2019 文子幼第 1704 号
令和元年 8 月 6 日

各保育施設長 殿

文京区子ども家庭部
幼 児 保 育 課 長 横山 尚人
子ども施設担当課長 中川 景司
(公印省略)

保育施設における子どもへの虐待防止について (依頼)

平素より本区の保育行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、昨今のニュース等におきましては、保育施設における虐待事件の報道を目にすることが多くなっております。その中で、加害者の多くが、「しつけ」と称して暴力や暴言等を繰り返すといった内容が散見されます。

区では、これまでも指導検査や巡回指導等の機会をとらえて、子どもの人権に十分配慮した保育の実施をお願いしてきたところですが、貴施設におかれましては、意図的な虐待はもちろんのこと、保育者が虐待と認識しないままに下記に示すような行為を行うことがないよう、改めて職員への周知、指導を徹底していただきますよう、厳にお願いいたします。

記

1 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、無理やり食べさせる、保育室から締め出す、ベビーラック等に長時間放置するなど

2 性的虐待

子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなど

3 ネグレクト

保育者として必要な対応を放棄する、オムツや衣服を取り替えない、食事を与えないなど

4 心理的虐待

言葉による脅かし、無視 (泣かせっぱなし、聞こえないふり)、子どもの自尊心を傷つけるような言動 (過度に命令的・否定的な言葉遣い、差別的な言動、子どもの前で保護者について否定的な話をする) など

【担当】

文京区子ども家庭部幼児保育課
保育施設指導担当
電話：03-5803-1845